

平成26年(ワ)第194号
損害賠償等請求事件
原告 豊田泰史
被告 吉田益夫

答 弁 書

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御中

平成26年6月9日

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201(送達場所)

被告 吉田 益夫 印

電話番号 073-499-7231

請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

1. 請求の原因第1項は否認する。
2. 請求の原因第2項は否認する。
3. 請求の原因第3項は否認する。
4. 請求の原因第4項は否認する。

被告の主張

第1. 当事者

被告が提出した懲戒請求に対して和歌山弁護士会が調査して決定を下すものであり、懲戒か懲戒に値しないのかの決定が現時点で下っていないので、現時点では、被告は当事者ではない。

被告が日本弁護士連合会に上訴した場合、日本弁護士連合会が決定を下すまでは、被告は当事者ではない。また、懲戒請求の問題になった平成26年2月19日付の内容証明での通知書は、原告は代理人であって、通知人でない。現時点では、双方ともに当事者にはなり得ない。

第2. 原告が主張する違法行為について

1. 本件に至る経緯

直接の経緯は、原告・原告代理人が代理人になって被告に送付した平成26年2月19日付の内容証明での通知書に由来する。通知書には、URLも投稿番号も指定せず「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」というスレッド削除(スレッドの投稿全部)のみの要求であり、おまけに「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」と記載されていた。被告は、被告が、和歌山弁護士会に提出した原告・原告弁護人に対する懲戒請求の経緯にあるように、被告に原告が送付した通知書を受け取る以前に原告が代理人となって当サイトを含めた複数のサイトに違法投稿したと原告・原告代理人が特定したとする■■■■氏から、原告・原告代理人が代理人となって■■■■氏に送付した平成26年2月10日付通知書の写しを入手していた。その文書には、「掲示板記載の全て(掲示板についてはスレッド全体)を今月14日(金)までに削除するよう求めます。」と記載され、対象として「和ネット掲示板『有限会社銀徳吉村公俊って何者?』」も含まれる記載となっていた。

(1) 和ネット掲示板は、投稿者がパスワードを設定しないと投稿できず、そのパスワードを登録して投稿者が自分の投稿を削除できる。これは、原告原告弁護人も理解している。■■■■氏が投稿していたとしても、他の投稿者のパスワードについて■■■■氏が知っているはずがないので、和ネット掲示板の「掲示板記載の全て(掲示板についてはスレッド全体)」を■■■■氏が削除することは不可能である。つまり、原告・原告弁護人はこの段階で、どの投稿が違法性があるか、検討すらしていなかったことが明白である。これでは法的措置もとりようがないのは明らかである。また、投稿者がパスワードを持って、自分の投稿を編集・削除できるため、投稿者に編集権・削除権等を含む著作権があるので、管理者が投稿者に合理的な理由もなく無断で投稿を削除することは、投稿者に対

する著作権の侵害となる。

なお、「給料をもらいにいったら領収書じゃなくて借用書にサインされそうになりました。暴力団でもそんなことしないでしょ?」「議員の紹介だったので安心してたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少しヤバい人っぽいですね。警察に相談しましょうかね」「さらなる被害者や辛い思いをする抑制になればいいかなと考えてますから」「今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談することにしました」という 被告宛通知書に記載されている違法性があると主張する文面は、■■■■氏に届いた通知書には記載がない。このように被告のサイトでの対象が固まっておらず、■■■■氏にも対象を通知していない状況では、被告のサイトを対象にして■■■■氏を相手とする裁判は、不可能である。

(2) 被告のサイトでは、被告宛通知書を削除依頼として公開を行い、投稿者の自主判断にまかせたところ、原告に回答書を送った2月28日時点で、23投稿中の11投稿が、投稿者が自主的削除を行っていた。被告宛通知書の削除要求は、被告に対しての要求であったが、被告宛通知書には原告・原告弁護人の送付した通知書に記載の「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」という記述があり、自主削除した投稿者は捜査機関の捜査に巻き込まれるのを恐れて、自主削除を行ったのは明白である。自主削除を行った投稿は、被告宛通知書に記載されている違法性があると主張する文面がない投稿ばかりである。この点で、表現の自由、言論の自由を脅かしてしているのは明白である。

(3) ■■■■氏は、2月28日の段階でも、他サイトで■■■■氏が開いているブログを含め違法性はないと主張し、違法性について裁判で争う意思を持っているのを確認していたので、■■■■氏が投稿していたとしても、■■■■氏が削除するはずがなく、■■■■氏以外の投稿者が、自主的に投稿を削除したのが明白である。このことから、原告・原告代理人が■■■■氏に送付した通知書で■■■■氏に要求した「掲示板記載の全て(掲示板についてはスレッド全体)」の削除は、不可能であったことが証明される。

(4) 被告のサイトでは、投稿が削除されると書き込みログが消失するので、書き込みログの発信者

情報も消失してしまう。このように、どの投稿が違法性にあるのか、検討を十分にやっていないのが明白な状況で、和歌山地方検察庁に告訴状を提出できるのか疑問があるが、原告が被告に送付した通知書の要求に従えば、発信者情報が消失してしまい、捜査機関の捜査が入ったときに発信者情報を提出できなくなるという事態が起こる。まさに証拠隠滅・捜査妨害という違法行為が起こる。(刑法第104条)(刑法234条の2)

以上の事実と経緯によって、和歌山弁護士会に原告及び、原告代理人に対する懲戒請求を提出するに至った。

2月28日付被告が出した回答書については、「対象投稿が貴殿方と貴殿方が投稿者として特定した人物との係争で名誉毀損としての司法の判断が出た場合、URLと対象投稿を指定していただければ、対象投稿を送信防止措置を取ります。」「(対象投稿を)」は、誤字脱字で正しくは、「対象投稿の」である。)と記載しているが、これがあって、なぜ「上記誹謗・中傷記事を削除せず掲載し続ける旨の表明」となるのか、理解できない。

2. 原告が主張する違法行為について①

(1)平成26年2月19日付原告、原告代理人が送付した通知書には、「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」との記述があり、捜査機関が捜査に入っていると当然受け取られる。捜査機関が捜査に入ると被告のサイトの発信者情報を押収することになるので、発信者情報を含めて投稿を削除することは、発信者情報を被告が消失させたということで、証拠隠滅として捜査妨害に当たり違法行為になる。捜査機関の捜査の方を重視すると、当然、被告宛通知書の要求は、「法的措置をちらつかせての証拠隠滅・捜査妨害という違法行為の強要」という表現にならざるを得ない。(刑法第104条)(刑法234条の2)

(2)■■■■氏に対する平成26年2月10日付通知書の段階では、和ネット掲示板の対象スレッドでどの投稿が違法性があるか、原告・原告弁護人は、検討すらしていなかったことが明白であり、平成26年2月19日付の被告宛の通知書でも、どの投稿が違法性にあるのか、検討を十分にやって

いないので、スレッドの投稿すべての削除要求になっている。つまり、違法性のない投稿も削除を要求しているからである。平成26年2月19日時点でも、とても法的措置のとりようがないのは明らかである。5月13日付仮処分命令申立書の疎明方法での債権者、吉村公俊氏の陳述書には、現在、和歌山県警岩出署が捜査を行っており名誉毀損事件の容疑者となった■■■■氏が取り調べを受けているが、本人は明確に認めていないという記述があり、捜査段階では、発信者情報開示による捜査が行われていないことを示唆している。また、今日、現在、発信者を確定するための和歌山県警岩出署が被告のサイトに発信者情報の差押等の捜査も行われていないことから、該当スレッドの各投稿の違法性の主張の確認は、和歌山県警岩出署に刑事告訴が届いた後に行われたのは明白である。原告・原告弁護士は、5月13日付仮処分命令申立書でやっとな違法を主張する投稿の確定を行っているが、その URL 対象のスレッドの投稿の中には、発信者情報開示の対象に入らない、つまり違法投稿と主張できない投稿が存在する。これからしても、平成26年2月19日付の被告宛の通知書の段階では、法的措置のとりようがない証明でもある。「いたずらに司法判断の先延ばしを行い、発生すると主張する損害を大きくし、損害賠償を要求するという不当な目的のために裁判手段を延滞させている」と判断しても、当然な状況である。

上記より違法性が存在するはずがなく、懲戒制度の濫用のはずがない。

3. 原告が主張する違法行為について②

原告、原告代理人が被告宛に送った通知書に大きな問題があったのは明白である。また、原告、原告代理人は準公人であり、準公人の業務に関することが問題であるので、公共の利害に関する事実であり、公益を図る目的で出たものである。

原告の通知書に端を発しており、その経緯として、懲戒請求を公開している。これは、公益性、公共の利害に関することであり、原告の通知書も当初から、公開している。懲戒請求の公開は一連の今回の出来事の経緯にすぎない。もちろん、■■■■氏宛の通知書も添付書類として公開している。■■■■氏は一般私人なので、住所氏名は被告のサイトの方針として黒塗りにしている。

この経緯とともに、和歌山弁護士会、上訴すれば日本弁護士連合会の判断・経緯も注目されるも

のでもあり、全体が公益性、公共の利害に関することでもある。原告、原告代理人の反論があれば被告のサイトでは掲載を行い、今回も原告が証拠として添付の告訴状、また本訴の訴状も受け取り後すぐに原告・原告代理人の反論として掲載しているので、被告のサイトでは、被告と原告・原告代理人との間での中立の姿勢は保たれている。なお、公共の利害、公益を図る目的で真実であるか、真実と信じるに足る相当な理由があれば、不法行為は成立しない。

また、本訴関係として原告、被告の主張として、通知書、懲戒請求、訴状、告訴状、をまとめて掲載しているアドレスを掲載しているページは下記の通りである。

和ネットライブラリー

「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」スレッド削除依頼

<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=67>

あすか綜合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求

<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=68>

あすか綜合法律事務所(和歌山市)より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状

<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=73>

ちなみに、原告が URL とともに指摘している掲示板のスレッドは、閲覧者からの意見を募っているスレッドであり、動きがあったり、他掲示板等に関連する投稿などがあったり、閲覧者からの意見に対して、管理者がコメントするスレッドである。そのため、URL は記載しているが、速報的なものである。

第3 原告の損害の主張について

原告が、5月13日付仮処分命令申立書で確定した違法を主張する投稿を対象として、初めから捜査機関が被告のサイトに捜査を行っていたら、被告が和歌山弁護士会に原告、原告代理人に対しての懲戒請求を出す必要もなかったのは事実である。被告は令状による捜査によって、発信者情報の開示を捜査機関に行い、捜査機関は発信者を特定して、違法性が確認される場合は、

発信者に投稿を削除させるか、発信者が削除できない場合は和歌山県警の場合は、捜査関係事項照会書等で、被告に該当投稿の削除を依頼し、被告はその依頼に沿って削除を行うだけである。原告・原告代理人との接点などまったくなく、和歌山弁護士会に被告が懲戒請求など提出する状況などあるはずがない。そのため、このような状況を作ったのは原告、原告代理人の責任であり、原告、原告代理人の怠慢としか言いようがない。原告が主張する原告の損害は自業自得であり、被告に請求するものではない。

第4 その他

(1) 2月28日までに、■■■■氏と(有)銀徳 吉村公俊氏とが話し合い、和解に至って、■■■■氏が、「給料をもらいにいったら領収書じゃなくて借用書にサインされそうになりました。暴力団でもそんなことしないでしょ?」「議員の紹介だったので安心してたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少しヤバい人っぽいですね。警察に相談しましょうかね」「さらなる被害者や辛い思いをする抑制になればいいかなと考えてますから」「今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談することにしました」の文面のある投稿を投稿しているのなら、自主的に■■■■氏が削除していれば、当方宛通知書のスレッド全体の削除以外の要求に満足しているとして被告は被告宛の通知書の内容に対して甚だ不満ではあるが、被告の原告・原告代理人に対する和歌山弁護士会に対して懲戒請求は提出しなかった。もちろん、スレッド全体の削除は同意しない。

(2) 被告の懲戒請求提出以降、■■■■氏が岩出署に連行される前に■■■■氏を(有)銀徳に紹介した和歌山県議会■■■■議員が、■■■■氏と(有)銀徳 吉村公俊氏との間の和解の仲介をとっていたという。借用書の件は吉村氏が、■■■■氏に謝罪の意向を示していたというが、被告が懲戒請求を絶対に取り下げないと原告・原告代理人が主張して和解に反対して、和解できなかったという。被告は、2月25日以降、原告代理人の1人と電話で話をしたことがあるが、それ以来、接触したことがない。被告は、■■■■氏と(有)銀徳 吉村氏とが和解すれば、■■■■氏が、「給料をもらいにいったら領収書じゃなくて借用書にサインされそうになりました。暴力団でもそんなことしないでしょ?」「議員の紹介だったので安心してたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少

しヤバい人っぽいですね。警察に相談しましょうかね」「さらなる被害者や辛い思いをする抑制になればいいかなと考えてますから」「今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談することにしました」の文面のある投稿を投稿しているのなら、自主的に■■■■氏が、削除すれば、当方宛通知書のスレッド全体の削除以外の要求に満足しているとして被告は被告宛の通知書の内容に対して甚だ不満ではあるが、原告・原告代理人が懲戒請求取り下げの話し合いを申し出れば、断れないという判断を行っていた。もし話し合いを行っても、スレッド全体の削除は同意しない。

(3)平成26年2月19日付被告宛通知書 に従って、当該スレッドを削除していたら、書き込みログが消失して、5月13日付の仮処分命令申立書で要求の発信者情報開示には、対応不可能であった。この仮処分命令申立書の債権者代理人は、原告と原告代理人である。その業務に一貫性がなく理解不能である。

このため、被告宛通知書は場当たり的な通知書であるのが明白であり、より一層、被告が平成26年2月28日に和歌山弁護士会に提出した懲戒請求の妥当性が増すものでもある。

第5 最後に

原告の不当な損害賠償請求という本件の訴訟は、原告の業務のお粗末さを隠すために行われたものである。被告を相手に刑事告訴を行っているとするが、虚偽などいっさいなく、また、公共の利害に関する事実について、公益を図る目的で行った行為についての挑戦ともいえる悪質な行為である。

原告は、基本的人権の尊重と社会正義の実現という使命を全うするという弁護士の業務を妨害すると主張するが、被告のサイトだけではなく、インターネット全体の表現の自由と言論の自由を脅かすもので、原告の行為こそがまさに基本的人権の尊重と社会正義の実現を脅かすものであり、非常に恣意的で悪質な反社会的行為であると被告は感じている。

以 上

証 拠 方 法

- 乙第1号証 平成26年2月19日付被告宛通知書(写し)
- 乙第2号証 被告が平成26年2月28日に和歌山弁護士会に提出した懲戒請求本文(写し)
- 乙第3号証 平成26年2月10日付■■■■氏宛通知書(写し)
- 乙第4号証 被告宛通知書で投稿者が自主削除した投稿文(写し)
- 乙第5号証 被告宛通知書で指摘された文面を持つ投稿(平成26年5月26日現在現存ースレッド番号2446 投稿番号1、スレッド番号2447 投稿番号1, 6、9、13(写し)
- 乙第6号証 平成26年5月13日付仮処分命令申立書(写し)
- 乙第7号証 平成26年5月13日付仮処分命令申立書添付の債権者 吉村公俊氏の陳述書(写し)
- 乙第8号証 平成26年5月13日付仮処分命令で発信者情報開示の対象とならなかった投稿ースレッド番号**2446** 投稿番号 2、スレッド番号2447 投稿番号12、15、22、24(写し)
- 乙第9号証 ■■■■氏より入手した■■■■県議が■■■■氏に送付したというメール(写し)